

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道札幌北陵高等学校 令和 7 年（2025 年）4 月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・昨年度本校のいじめの認知件数は 10 件であり、いじめ防止対策委員会において適切に対応し、指導を行っています。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

**札幌北陵高校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを御覧
ください。**

本校においては、法や国の基本方針、道や各市町村の条例や基本方針を踏まえ、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、いじめの未然防止に向け発達支持的生徒指導を推進します。

**札幌北陵高校
いじめ対策組織
の役割や活動**

いじめについては、学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の、外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

**札幌北陵高校
いじめ防止
年間活動計画
(概要)**

- ・ いじめ防止対策委員会の開催
- ・ 学校いじめ防止基本方針の周知・徹底
- ・ いじめアンケート調査の実施
- ・ 個人面談、保護者懇談の開催
- ・ SCによる面談の実施及び健康講話の開催

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ防止対策委員会」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度の札幌北陵高校いじめ対策組織担当は、^{ありさわ}有澤教諭・^{みやかわ}宮川教頭です。

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間帯
北海道子ども相談支援センター（電 話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター（電 話）	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 12～17 時
（メール）	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
石狩教育局教育相談電話（電 話）	011-221-5297	8:45～17:30(月～金)

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

